

目 次

第 1	民間活力導入指針策定の目的	1
第 2	民間活力導入の基本的な考え方	1
1	行政と民間の役割分担の見直し	1
2	行政の経営資源の重点配分	2
3	市民協働によるまちづくりの推進	2
4	地域の活性化	2
5	上田市らしさの確保	2
第 3	民間活力導入の手順	3
1	民間活力導入の推進方法	3
2	事業仕分けの基本的考え方	3
3	民間活力導入のステップ	4
第 4	民間活力導入の留意点	5
1	相手方の選定	5
2	行政の果たすべき役割	6
3	市民合意の形成に向けた努力	6
資料	民間活力導入の手法	7
1	民間委託	7
2	指定管理者制度	8
3	民営化	8
4	市民協働	9
5	人材派遣	10
6	市場化テスト	10
7	P F I (Private Finance Initiative)	11

第1 民間活力導入指針策定の目的

平成19年3月に策定した「第一次上田市行財政改革大綱」では、重点取組事項及び集中改革プランを定め、職員の意識を改革して職員自らが改革に取り組むものとし、定員管理の適正化において職員80人の削減を掲げるとともに、公共サービスの官と民の役割分担のあり方を見直し、市民協働を基本とした効率的で効果的な地域経営の実現と行政経営の基盤強化のために、民間活力を積極的に導入することとした。

本指針は大綱や集中改革プランの具現化を目指し、行政と民間の役割分担を見直して民間活力の導入を積極的に推進することにより効率的・効果的でスリムな行政の実現、財政基盤の強化を図る一方で、策定中の総合計画で目指している地方分権時代にふさわしい個性豊かで魅力あるまちづくりを進め、さらに、民間活力を導入する際に、どの公共サービスにどのような形態で導入するか、民間事業者の選定、市民の合意形成、導入後の行政と民間の責任分担のあり方について、共通の基準を策定することを目的とする。

第2 民間活力導入の基本的な考え方

『民間にできることは民間に委ねる』

～「生活快適都市」「健康元気都市」上田の創造に向けた

『行政の経営資源の選択と集中』～

1 行政と民間の役割分担の見直し

これまでの「公共サービスの提供は官で行なう」という固定観念にとらわれず、「民間にできることは民間に委ねる」の視点から行政と民間の役割分担の見直しを行う一方、サービスの質が損なわれないよう行政の責任と民間事業者への関与のあり方を明確にする。

2 行政の経営資源の重点配分

民間活力の導入によって生み出される行政の人的資源、財源等を市が直接実施しなければならない分野に重点配分し、公共サービス全体の満足度の向上とスリムな行政の両立を図る。

3 市民協働によるまちづくりの推進

市民、自治会、NPO等の多様な主体と行政が役割を分担し連携した「市民協働」によるまちづくりを推進する。

4 地域の活性化

公共サービスを地域に根差した民間に開放することにより、地域の活力を引き出し地域の活性化を図る。

5 上田市らしさの確保

都市間競争、地域間競争といわれる中、民間のノウハウと行政のノウハウの健全な競争を通じて公共サービスのレベルアップを図る一方、民間活力の導入に際し、「市長マニフェスト」で重視している次の領域に政策判断により経営資源の選択と集中を行うことを念頭に置き、「上田らしい」公共サービスの編成を目指す。

(1) 人が健康で元気なまち創り

(健康づくり支援、地域医療体制の構築、子育て・子育て支援)

(2) 産業が健康で元気なまち創り

(市街地活性化、地場産業・中小企業の支援、地産地消の推進)

(3) 地域が健康で元気なまち創り

(地域自治センターを中心とする地域活動支援、情報インフラ整備、新たな文化活動創出支援)

(4) 安全で安心 そして快適なまち創り

(水の安定供給、防災意識の高揚と災害弱者対策、交通体系の整備)

(5) にぎわいと交流のまち創り

(観光戦略の推進、資源を生かした活性化と外へのアピール、パートナーシップ都市との交流の充実)

第3 民間活力導入の手順

1 民間活力導入の推進方法

行政改革推進本部を中心に各部局が主体となり、行政と民間の役割分担を見直す「事業仕分け」を実施し、検討、評価を行ない、上田市行財政改革推進委員会の答申に基づいて、具体的な事務事業・施設ごとの民間活力導入手法とスケジュールを定めた民間活力導入の工程表を作成して公開し、積極的、計画的に民間活力の導入を進める。

2 事業仕分けの基本的な考え方

(1) 事業仕分けの対象

民間と行政の役割分担を見直す事業仕分けは、「できるものから実施する」を基本とし、実効性、緊急性の高い事務事業・施設に絞って実施する。

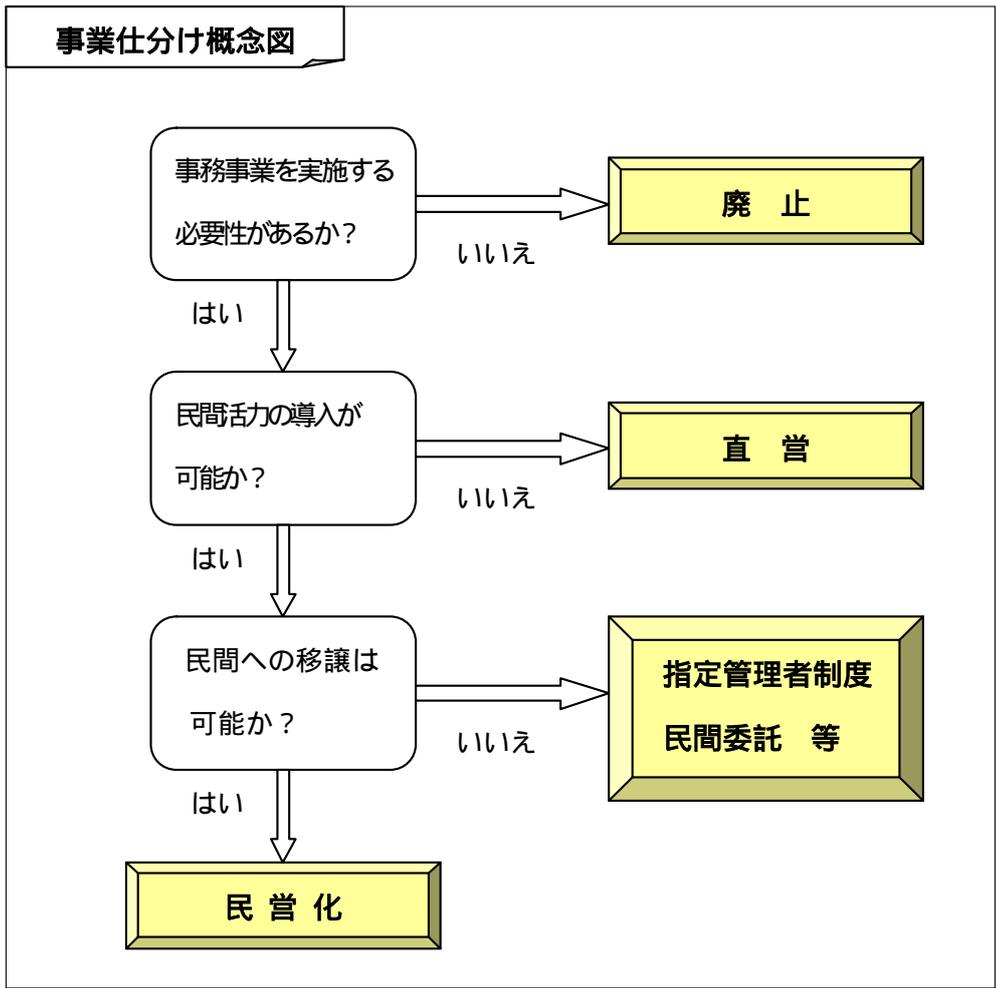
なお、次に掲げるものは、今後も行政が直接実施する公共サービスとする。

法令の規定等によるもの
許認可等の公権力の行使にあたるもの
政策立案の中核的業務（企画立案、調整、決定）にあたるもの
公正性、公平性の確保、個人情報の保護が特に必要なもの

* 上記に係わるものであっても、それに付随する定型業務等については細分化して民間活力の導入を検討する。

(2) 事業仕分けの方法

事業仕分けにあたっては、事務事業を実施する必要性があるか、民間活力の導入が可能かなど、次により判断して手法等を選択するものとする。



3 民間活力導入のステップ

民間活力を導入する場合の標準的な手順は、次に示すとおりとする。

Step 1 (検討期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局で事業仕分け（点検・自己評価） ・各部局のヒアリング（チェック） ・導入方針（案）決定 ・導入方針決定（工程表） 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">公表</div>
Step 2 (準備期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民合意の形成 ・導入に向けた事務調整 （条例・規則等の改正） （予算・人員配置の調整） ・契約条件、仕様等の確定 	

Step 3	<ul style="list-style-type: none"> ・公募・入札等 ・契約・導入 	公表
Step 4	<ul style="list-style-type: none"> ・評価等 (報告・検査・評価) 	公表

第4 民間活力導入の留意点

1 相手方の選定

相手方の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性を確保しながら、次の点に留意して選定するものとする。

(1) 競争による選定

価格競争による選定

競争入札を原則とする。

価格競争のみによらない選定

価格以外の要素を取り入れた企画競争等による、プロポーザル方式や総合評価方式の選定方法を採用する。

【価格以外の要素の例】

- ・ 民間のノウハウや創意工夫の提案
- ・ 地域への貢献度
- ・ 公正な労働の確保（賃金水準等）
- ・ 環境への配慮（ISO取得状況等）

(2) 競争によらない選定

施設の設置目的・経過等を踏まえて競争になじまない場合や地域コミュニティの活性化を目的とした事務事業については、競争によらず選定できるものとする。ただし、透明性・公平性を確保する観点からその理由等を公表する。

2 行政の果たすべき役割

民間活力を導入しても、サービス水準の維持向上、個人情報の保護、リスク回避の方策などの業務執行について、報告を求め、日常的なモニタリング、検査・評価の実施など行政の責任を果たさなければならない。

(1) 行政責任の明確化

民間活力導入によるリスクを把握、分析し、リスクを回避するために、契約書（協定書）、仕様書等でリスク分担や行政の責任を明確にする。

(2) 個人情報の保護等

個人情報の保護を必要とする事務事業については、相手方の従業員教育の徹底などの個人情報保護を担保する措置を講ずる。

(3) サービス水準の確保等

市民満足度向上の視点から、サービス水準の維持向上、公平性の確保、苦情処理や緊急時の対応等について報告させ、検査・評価等を実施するシステムを整備する。

3 市民の合意形成に向けた努力

民間活力導入にあたっては、積極的に情報を公開して市民や利用者の意見を聴き、市民の理解を得るように努める。